

【協議事項】

1 福岡県警察の組織に関する規則等の一部改正（案）について

（警務部）

警察本部から「令和6年春の組織等の改正及び地方警察官等の増員に伴い、関係所属の分掌事務、警察本部及び警察署の定員等を改めるため、福岡県警察の組織に関する規則等の一部を改正する。本件改正案について御審議をお願いする。」旨の説明があった。

公安委員から「人員の増減等があるが、円滑な業務移行をお願いする。」旨の発言後、本件は了承された。

2 警察職員の特別派遣について

（警備部）

警察本部から「令和6年能登半島地震に伴う災害警備活動に従事するため、石川県公安委員会から本県公安委員会に対し、特別派遣について援助の要求がなされたことから、御審議をお願いする。」旨の説明があった。

公安委員から「派遣期間中、派遣された職員は休みがあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「非番・指定休の三交替制の勤務に従事する部隊や、毎日勤務に従事する部隊がある。」旨の説明があった。

公安委員から「今回派遣する資材車とはどういったものか。」旨の発言があり、警察本部から「派遣される職員の非常食や着替えを輸送する車両である。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 警察署協議会会長連絡会議の開催について

（総務部）

警察本部から「2月8日、警察署協議会会長連絡会議を開催する。出席者は、公安委員長及び委員、各警察署協議会会長、警察本部長、各部長等である。会議次第は二部構成としており、第一部は、公安委員長及び警察本部長の挨拶の後、警察本部からの報告、第二部は、警察署協議会からの活動報告を予定している。」旨の報告があった。

2 令和5年度福岡県警察逮捕術大会の実施について

(警務部)

警察本部から「2月14日、福岡武道館において、令和5年度福岡県警察逮捕術大会を開催する。警察本部及び警察署から44チームが出場しての団体戦及び女性警察官の個人戦を実施する。これまで団体戦は男性のみの出場であったが、今大会から団体戦第1部では、男女混合の団体戦を導入している。」旨の報告があった。

公安委員から「今回から女性選手も団体戦に出場するとのことであるが、昨年逮捕術の全国大会や管区大会で好成績を収めた選手も出場するのか。」旨の発言があり、警察本部から「全国大会や管区大会に出場した特別訓練員は出場しない。」、「男女混合の団体編成については、大会に向けた訓練を男女混合で行うため、女性選手から団体戦で出たいという意見が上がっていた。」、「今回は女性の人員の多い警察署等が参加する第1部だけで男女混合の団体戦を導入している。」旨の説明があった。

公安委員から「逮捕術は、どのような武術に似ているのか。」旨の発言があり、警察本部から「日本拳法に似ているが、棒などの用具を持つ種目もある。」、「徒手対徒手や警棒、長物など用具を持つものもあり、棒術にも似ている。」旨の説明があった。

3 AV出演被害防止・救済法違反事件の検挙について

(生活安全部)

警察本部から「早良警察署及び生活保安課は、アダルトビデオ制作のため、出演する女性と契約を結ぶに際し、法令で定められた説明書面や出演契約書を交付しなかったAV出演被害防止・救済法違反事件について、1月25日、東京都在住の会社役員男性ほか1人及び東京都所在の法人を任意送付した。同法による事件検挙は、本県警察初であり、今後も各種法令を駆使して取締りを推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「本件の端緒となる相談をした女性は、被害者とはならないのか。」旨の発言があり、警察本部から「被害者となるが、法律上、告訴人として扱われる。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者らは東京都在住であるが、相談を受理した早良警察署が捜査をしたということか。」旨の発言があり、警察本部から「そのとおりである。」

旨の説明があった。

公安委員から「本県警察では初の検挙とのことであるが、県内で同種事案は他になかったのか。」旨の発言があり、警察本部から「A V制作会社の多くは首都圏にあるため、本県で同種事案の相談を受けることがなかったようである。」旨の説明があった。

4 福岡県暴力団排除条例違反事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「東警察署、朝倉警察署及び暴力団犯罪捜査課は、令和5年3月末頃、福岡県朝倉市所在のビルが暴力団排除条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域である児童福祉施設の周囲200メートル区域内であるのに、同所に暴力団事務所を開設し、同年11月までの間、運営した暴力団排除条例違反事件について、1月25日、六代目山口組傘下組織幹部ほか1人を逮捕した。引き続き事件の全容解明に向けた捜査を推進するとともに、暴排機運の醸成に向けて各種対策を進めていく。」旨の報告があった。

公安委員から「本件事案のような未把握の暴力団事務所や拠点が多くあると考えられるのか。」旨の発言があり、警察本部から「最近では、SNSなどの発達により暴力団下部組織の中には、事務所を持たない組織もあるので、実態としては多くないと考えている。」旨の説明があった。

公安委員から「賃貸契約の確認などにより、事務所開設の兆候は把握できないのか。」旨の発言があり、警察本部から「事務所として使用されているかどうかの確認をしなければならぬため、賃貸契約の確認から把握するのは難しいが、積極的に情報収集を行い、徹底した捜査を推進していく。」旨の説明があった。

公安委員から「徹底した捜査により全容解明をし、今後に活かしてもらいたい。」旨の発言があった。